

飯能市公園施設長寿命化計画



平成 29 年 3 月

飯 能 市



■計画の背景と目的

飯能市（以下「本市」という。）が管理する都市公園は51箇所あります。多くの公園施設で老朽化が進行し、今後、必要となる施設の更新・修繕費用の増大が懸念されます。

このような問題は全国的な課題となっており、国土交通省は、平成24年4月18日に、地方公共団体による公園施設の計画的な維持管理の取組を支援するため、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下「国の指針（案）」という。）を作成しました。

飯能市公園施設長寿命化計画（以下「本計画」という。）は、こうした状況を踏まえ、本市が管理する公園施設について、老朽化に対する安全性の確保や機能の維持、維持管理に係る予算の縮減や平準化を図ることを目的として策定したものです。

■計画の対象

公園が安全に利用できるように機能を回復させ、今後、適正な管理の下で長期間利用可能な公園施設を目指して、本市が管理を行っている51の都市公園のうち、街区公園：24箇所、近隣公園：3箇所、地区公園：2箇所、運動公園：1箇所、都市緑地：1箇所の計31箇所（1,703施設）を本計画の対象として選定いたしました。

【対象公園の数】

街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	風致公園	動植物公園	歴史公園	緩衝緑地	都市緑地	その他	合計
24	3	2	—	1	—	—	—	—	—	1	—	31

【対象施設の数】

園路 広場	修景 施設	休養 施設	遊戯 施設	運動 施設	教養 施設	便益 施設	管理 施設	災害応急 対策施設	その他	合計
176	56	409	133	67	14	93	755	—	—	1,703

■計画の対象

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度の10年間を対象としています。

■公園施設管理の現状と課題

これまでは・・・

故障箇所や劣化箇所が発生したら、その都度対応し、機能が確保されなくなった時点で更新するという施設の管理方法（事後保全型管理）を基本にしてきました。



これからは・・・

施設の機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、日常的な維持管理保全に加えて計画的な補修、更新を行う管理方法（予防保全型管理）を施設の特性に応じて採用していくことが課題です。

■公園施設の点検調査結果

① 健全度判定における評価基準

ランク	評価基準	事例写真
A	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に健全である。 • 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。 	
B	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 • 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。 	
C	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に劣化が進行している。 • 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。 	
D	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に顕著な劣化である。 • 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。 	<div data-bbox="1023 1016 1326 1178" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>今回対象とした施設には「健全度D」の施設はなかったよ！</p> </div> 

② 点検調査結果

本計画で対象とした遊戯施設の約 3 割は処分制限期間※を超えているものがあります。また、健全度が低いとされる「ランク C」判定となっている施設は約 4 割あり、経年変化による塗装剥離、錆による部材の腐食・破損が主な原因となっています。

また、「遊具の安全に関する基準（案）」（JPFA-SP-S:2014）の安全領域（安全な利用行動に必要なとされる空間）の基準を満たさない遊具が多くみられます。



※処分制限期間とは、補助事業などで取得した財産等について、目的外利用や交換、貸付等についての制限を受ける期間のことです。なお、日常点検や定期点検等を通じて劣化・損傷を把握し、安全性を確認しながら、この期間を超えて使用することは認められています。

■ 日常的な維持管理に関する基本的方針

- 1) 『日常点検』は、本市担当職員（又は本市が委託する業者）が、原則3ヶ月に1回、目視、触診等により施設の異常の有無を確認します。
- 2) 『定期点検』は、社団法人日本公園施設業協会が認定する専門技術者（公園施設製品安全管理士・公園施設製品整備技師）又はこれら同等以上の知識を有する者が、遊戯施設、建築物を原則1年に1回、目視、触診、打揺診、器具による計測等による劣化状況を確認します。
- 3) 各点検により異常が確認された場合は、必要に応じた使用禁止処置の実施をします。更に適切な修繕方法を検討し、早急な対策を実施します。

■ 公園施設の長寿命化のための基本方針

優先して改築、更新が必要とされる「健全度C」に判定された施設は、転落や負傷等の危険性の高いものとしします。

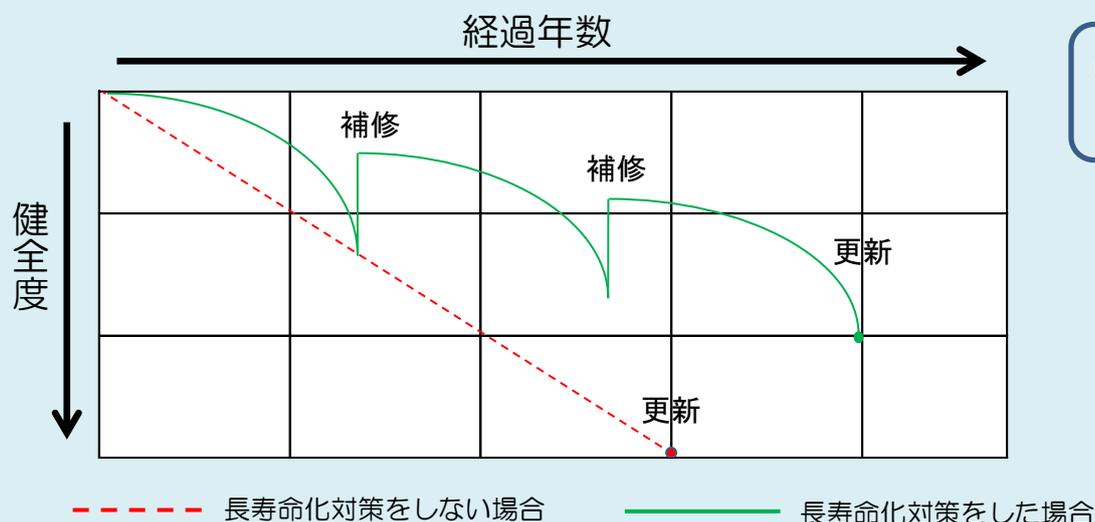
健全度が高いとされる「健全度A」及び「健全度B」に判定された施設は、日常的な維持管理に関する基本的方針である日常点検と定期点検から、適切で早急な対策を実施し、消耗部品の交換や再塗装等により長寿命化を図るものとしします。

■ 公園施設長寿命化計画による効果

① 長寿命化と健全度の維持

計画的に予防保全型管理を行うことで、施設の使用年数を延ばすことができます。

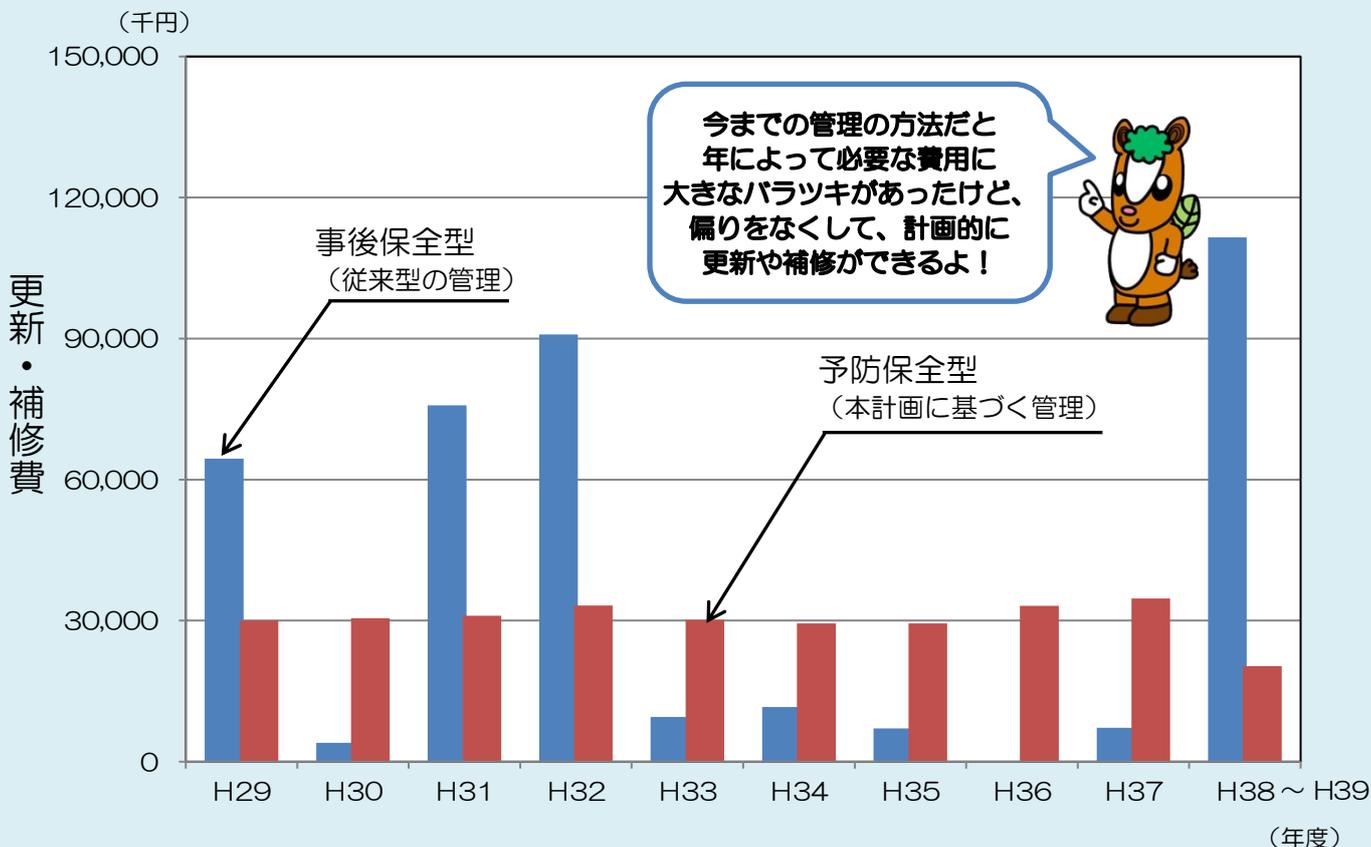
また、更新時期においても健全度を比較的高い状態で保ち、長期間にわたって施設を安全に使用することができます。



② 更新・補修費の平準化

これまでの事後保全型管理では、施設の更新・補修時期が特定の時期に集中し、年度毎のコストに大きな差が発生します。

本計画に基づき予防保全型管理を行うことにより、年度毎のコストが平準化されます。



③ 更新・補修費（コスト）の縮減

長寿命化対策によって公園利用者の安全性の確保が図られるほか、公園施設の予防保全型管理による計画的な修繕や費用の平準化により、平成 38 年までに毎年、**約 800 万円**のライフサイクルコスト*縮減効果が得られます。

*ライフサイクルコストとは、施設の計画・設計・施工から、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のことです。

■公園施設長寿命化計画の推進

公園施設長寿命化計画は、「PDCAサイクル*」により推進されます。計画の運用や点検状況等の把握には、地理情報システム（公園管理システム）を効果的に活用します。

公園管理システムには、公園や施設などを検索する機能、点検結果などを閲覧・修正する機能などを備え、公園管理情報の一元化が可能となります。



*PDCAサイクルとは、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、内容を継続的に改善していくことです。